



子ども医療費 受給者証

1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日まで拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいるご家庭に、入学後に使用いただく子ども医療費受給者証を送付しました。(小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します)

4月に入っても受給者証が手元に届いていない方は、市民窓口グループまでご連絡ください。なお、障害者医療費や母子家庭等医療費を受給している方、生活保護を受給している方は、対象になりません。
有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111(内線227・217)

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き(特別徴収)される金額を4月の下旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は、前年の本人所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成22年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111(内線227・217)



国民健康保険税 一部負担金の減免・ 徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額(一部負担金)が、減免などにされる制度があります。

対象となる方 一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図つたにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

- ① 震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき。心身障がい者となりまたは資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、次の方は一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

なりません。

1 国民健康保険の被保険者の資格を得てから6か月を経過しない方

2 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111(内線216・261)

国保加入者の皆さん すいすい健康教室 受講生募集

対象 国民健康保険加入者
(申込時に国保加入者であれば可)

募集期間 4月5日(月)～16日(金)

募集人数 30人(先着順)

開講日 5月6日から毎週木曜日 午前10時～11時(連続8回)

ところ

コパンススポーツクラブ

高浜(図書館西100m)

受講料 1,000円(納付方法は、別途開講案内で通知します)

また、受講料納入後は、キャンセルしても返還できません。

※プールで使用する水泳帽子・水着・タオルは各自で用意してください。

申込方法 直接市民窓口グループへ来庁するか電話で申し込んでください。

平成22年度第1期すいすい健康教室

開講日	内 容
5月6日	すいすい健康体操(新感覚リンパトレナーージュ:リンパ系を刺激するストレッチ)
13日	すいすい健康水泳(プール)(泳がないウォーキング中心の水泳)
20日	メタボ改善水泳(プール)(ウォーキング中心の水泳)
27日	かんたんダンベル体操(筋力向上ダンベル体操)
6月3日	膝痛予防のための水泳運動(プール)(プール下半身中心水泳)
10日	青竹健康体操(下半身中心のストレッチおよび青竹踏み)
17日	レッツアクアピクス(プール)(かんたんなのしいアクアピクス)
24日	レクリエーション&リラクゼーション

申込・問合せ先

市民窓口グループ
☎52-11111(内線261・262)